

## 2. 部門別まちづくりの方針

---

### (4) 防災・減災まちづくりの方針

方針1	震災に強いまちづくりの推進 .....	62
方針2	風水害に強いまちづくりの推進.....	65
方針3	行政と市民等が一体となった 防災体制の推進 .....	66
方針4	災害を見据えたまちづくりへの 取組み .....	68

(4) 防災・減災まちづくりの方針

防災・減災まちづくりの方針		
1) 震災に強いまちづくりの推進	①市街地の安全性の向上	a) 延焼遮断帯の確保
		b) 延焼遮断空間の確保
		c) 市街地における不燃化の促進
		d) 避難路・緊急輸送道路等の確保
	②防災減災核の充実と防災拠点のネットワーク化による安全性の向上	
2) 風水害に強いまちづくりの推進	③安全な建築物・ライフラインの確保	a) 公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上
		b) ライフライン施設の安全性の確保
2) 風水害に強いまちづくりの推進	①河川の治水安全度の向上	a) 「流す」対策
		b) 「貯める」対策
		c) 「備える」対策
	②台風等の強風対策の推進	
3) 行政と市民等が一体となった防災体制の推進	①防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化	a) 地域防災体制の育成・強化
		b) 災害時における地域での共助の推進
		c) 災害時の情報発信体制の確立
		d) 防災空間（オープンスペース）の確保
4) 災害を見据えたまちづくりへの取組み		

第1章

第2章

土地利用

道路交通

社会基盤

防災減災

みどり景観

生活充実

第3章

彦成地域

北部地域

早稲田地域

中央地域

東和地域

第4章

資料編

## 基本的な考え方

平成 23 年3月の東日本大震災の発生は、我が国に広域かつ甚大な被害をもたらし、その後も平成 28 年4月の熊本地震、平成 30 年9月北海道胆振東部地震等の大地震が発生しました。

また、大雨や台風による大災害も頻発しており、令和元年9月には房総半島台風が、同年 10 月には東日本台風が相次いで上陸し、関東・東北地方を中心とした広範な地域に大きな災害をもたらしました。

一方、首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、30 年以内の発生確率が 70%とされており、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

このため、ハード、ソフト両面にわたる防災・減災対策を進め、これら巨大災害に対して万全の備えを図ることが不可欠となっています。

本市においても、こうした大震災や豪雨災害を教訓に、より一層の防災対策や迅速かつ的確な避難体制を強化し、「まちづくりの原点は安全と安心」を基本に、被害を最小限にするための施策を推進し、都市の安全性を段階的に引き上げていくことが重要です。

このため、「三郷市国土強靱化地域計画」、「三郷市地域防災計画」、「三郷市建築物耐震改修促進計画」と連携を図りながら、地域防災計画の基本理念である「市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現」に向けて、平常時からの強靱なまちづくりをめざします。

また、大規模地震に備えた建物の耐震性の向上や不燃化の促進、避難場所としての防災空間（オープンスペース）の確保、避難路の整備、治水対策等のハード対策、情報連絡体制の確立や地域に根ざした自主防災組織の育成等のソフト対策を展開して安全・安心なまちづくりをめざします。

なお、被災後、早期に的確な復興を実現するため、平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフトの対策（復興の手順や進め方等）を事前に準備するものとし、復興事前準備の総合的な計画として事前復興計画の策定をめざします。

### 方針1 震災に強いまちづくりの推進

大規模な地震が発生した場合において、被害を最小限に食い止め、生命の安全の確保を第一に考えた震災に強いまちづくりをめざします。

市街地の防災性能を高めるとともに、ソフト面を含めた震災への対応能力の向上をめざします。

#### 1) 現況・課題

- 住宅が密集している市街地では木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- 市内全域が液状化する危険性があり、ライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが想定されます。

- ・大規模な地震が発生した場合に備えて、一戸建ての住宅の耐震化、地震による火災の延焼防止、避難場所や避難路・緊急輸送道路の確保等、総合的な都市の防災・減災機能の向上が必要です。

## 2) 具体的な方針

### ① 市街地の安全性の向上

#### a) 延焼遮断帯の確保

- ・火災が発生した場合、広範囲に火災が及ばない都市構造をめざし、延焼遮断効果を有する河川・水路と鉄道・道路網を組みあわせることにより、延焼遮断帯のネットワークを構成します。
- ・延焼遮断帯で囲まれた区域内では、「火をもらわず」、「火をださない」まちの形成に努めます。

#### b) 延焼遮断空間の確保

- ・火災の延焼拡大の防止や避難場所の確保のため、大規模な公共公益施設や学校、公園、集合住宅地、農地等のまとまりある空地について、維持、充実に努めます。
- ・地震発生による火災の延焼防止や避難者の安全性を向上するためのオープンスペースとして、農地や空地等の活用方策について検討します。

#### c) 市街地における不燃化の促進

- ・計画的で多様な機能を備えた市街地の形成を図るため、道路や公園等の整備効果を活かしながら、地区計画制度等の活用により、地区の安全性を高めます。
- ・既成市街地における住宅地等を“防災生活向上ゾーン”とし、避難路となる生活道路の整備・改善や避難場所等となる公園・緑地等のオープンスペースの確保および市街化区域全域の防火地域または準防火地域の指定による延焼拡大防止、消防水利の整備等を通じて防災性の向上に努めます。

#### d) 避難路・緊急輸送道路等の確保

- ・東京外かく環状道路の活用を図りながら、これに接続する幹線道路等の整備の促進により、広域避難場所等への避難路や緊急物資の輸送道路の確保に努めます。
- ・避難場所に通じる道路は、道路の拡幅やすみ切りの確保、ブロック塀の安全対策の促進等により、円滑な避難と緊急車両の通行の確保に努めます。
- ・緊急輸送道路が寸断された場合の対策として、三郷緊急用船着場や防災坂路を活用し、緊急輸送路の代替機能としての水上交通確保に努めます。また、船の航路を確保するために川底の土砂を取り除く、江戸川の航路浚渫工事を国に働きかけます。

## ② 防災減災核の充実と防災拠点のネットワーク化による安全性の向上

- 防災減災核として市役所本庁舎、三郷市消防・防災総合庁舎および整備予定の防災機能を有する公共施設の周辺を位置づけ、災害に強いまちづくりを推進する防災拠点としての機能を維持することができるよう、資機材の充実、非常電源設備の整備等による施設の強靱化を図ります。
- 整備予定の防災機能を有する公共施設について、平常時には防災資機材等の備蓄スペースの確保と防災について学ぶことができる施設として、災害時には避難場所として想定される防災機能を有する施設の整備を推進します。
- 防災中枢拠点として市役所本庁舎を位置づけ、災害時には災害対策本部として消防・防災活動、情報伝達、救援活動の中核的な機能を果たします。なお、市役所が被災した場合は、三郷市消防・防災総合庁舎を代替施設として使用します。
- 市域は南北に長いという特性があるため、南北を軸に三分割し、地区防災拠点として瑞沼市民センター（北部拠点）、消防・防災総合庁舎（中央拠点）、前川中学校（南部拠点）を位置づけます。また、地域の安全性の向上のため、市役所本庁舎（防災中枢拠点）との連携により、災害対応に従事する人員の配置や災害用物資の輸送等、避難所等とのネットワークの強化を図ります。
- 県並びに周辺都市等との広域的な協力体制の強化や技術力の向上、情報通信網の整備により、防災機能の強化を図ります。また、避難所間の情報ネットワーク化を検討します。



三郷市消防・防災総合庁舎

## ③ 安全な建築物・ライフラインの確保

### a) 公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上

- 市有建築物（多数の者が利用する建築物）については、耐震化率 99.2%（令和2年度末）まで上がってきており、早期に耐震化をめざします。
- 住宅については、耐震診断および耐震改修の補助事業による支援、相談窓口の設置、戸別訪問等による啓発活動等の施策により耐震化の促進を図ります。
- 県が取り組む民間の「多数の者が利用する建築物」の耐震化が図られるよう必要な支援を行います。

### b) ライフライン施設の安全性の確保

- 上下水道管等の耐震化や老朽管の布設替え、主要な橋梁・高架橋の耐震性の向上等、関係機関と連携を図りながら、安全性の向上とバックアップ機能の強化に努めます。
- 上下水道の施設、設備や管等については、それぞれ長寿命化計画やストックマネジメント計画等に基づき耐震化や老朽施設、管路の更新を図ります。

## 方針2 風水害に強いまちづくりの推進

地球温暖化等の気候変動に伴う自然災害の頻発や、激甚化に対応した地域特性に応じた治水対策の推進と、関係法令に基づく許可や助言等を通じ、建築物や屋外広告物等の安全性確保により、風水害に強いまちづくりをめざします。

さらには、近年の水災害の激甚化の備えとして、河川が氾濫した場合等における水害リスクや避難における市民の水防災への意識向上を図り、また、浸水実績や浸水シミュレーション等を踏まえ、効率的で効果的な治水対策の検討を進めます。

### 1) 現況・課題

- 都市化の進展による降雨時の河川流出量の増加に対して、河川の護岸整備や首都圏外郭放水路、調整池の整備、ポンプ場の適切な維持管理・長寿命化等の取り組みにより、中川・綾瀬川流域における総合治水対策は徐々に向上しています。
- 近年は局地的な集中豪雨の発生頻度が高まり、市内の河川や水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫の発生が懸念されています。
- 地盤が低く浸水しやすい箇所は、農繁期には農業用水の影響も受けやすく、河川や水路の水位が高い状態となることにより、内水はん濫を引き起こす危険があるため、その解消に努める必要があります。
- 首都圏、関東地方に上陸する台風が増加傾向にあり、想定を超えた強風に対する備えも必要となっています。
- 総合的な治水対策（「流す」、「貯める」、「備える」）や暴風対策を進め、風水害に強いまちづくりが必要です。

### 2) 具体的な方針

#### ① 河川の治水安全度の向上

##### a) 「流す」対策

- 国管理の江戸川、中川や県管理の大場川、第二大場川については、整備・改修の推進を国や県等の関係機関に働きかけます。
- 市管理の河川や水路については、引き続き整備・改修に努めます。
- 河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
- 治水対策の検討に取り組み、下水道や水路等の排水施設の計画的な整備・改修に努めます。



三郷排水機場

**b)「貯める」対策**

- ・雨水の流出による河川への負担を軽減するため、中川・綾瀬川流域における総合治水対策に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留浸透施設や調整池等の整備を推進します。また、市民や事業者による雨水貯留浸透施設の設置を促進します。

**c)「備える」対策**

- ・近年の全国的な台風や豪雨による甚大な被害を受けて、河川等の排水能力を超過する洪水が発生することを前提に、水害ハザードマップの普及や避難体制の整備、市民による主体的な避難等、自助・共助・公助の理念に基づく市全体の水害に対する防災意識の向上に努めます。
- ・生活空間である市街地の電柱等に、河川が氾濫した場合の想定浸水深等の情報を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」を導入します。普段生活する地域における洪水の危険性を立体的に感じることで、日頃からの水害に対する備えの啓発と危機意識の醸成に努めます。



いざという時のために、すぐ手の届くところに置いておきましょう。

三郷市水害ハザードマップ  
(平成31年3月発行)

**② 台風等の強風対策の推進**

- ・街路樹等や信号機等、道路附属設備について強風対策を図ります。
- ・電柱やアンテナ、屋外広告物、看板等については、管理者に強風対策や落下防止の注意喚起を行います。

**方針3 行政と市民等が一体となった防災体制の推進**

防災・減災に向けて「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づく防災体制の確立をめざします

**1) 現況・課題**

- ・地震・水害ハザードマップの作成や配布等、災害や防災に関する情報の提供は進めていますが、これを効果的に活用することをはじめとした市民の防災・減災意識をさらに高めていく必要があります。
- ・災害情報等を取得するツールが増えている一方で、災害の発生が予測される場合に、避難行動を開始する判断の目安がどのように伝達されるのか、不安視する市民が多くなっています。

- ・大規模な地震が発生した場合に、屋外の安全な場所への避難や復旧・復興に向けての災害応急対策の前線基地、緊急物資の集積場所として活用可能な空間（オープンスペース）の確保が必要となっています。
- ・大規模災害時に、被災者に必要な飲料水、食料および医薬品等の積極かつ優先的な供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者と48件の協定が締結されています。（令和3年2月現在）

## 2) 具体的な方針

### ① 防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化

#### a) 地域防災体制の育成・強化

- ・地震・水害ハザードマップの市民への浸透を図り、災害への認識と防災意識の高揚に努めます。また、防災教育・講習・訓練等を通じて、市民の防災知識や対応力の向上に努めるとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・災害ボランティアの育成や専門的な知識をもった市民（アマチュア無線、多言語通訳者・手話通訳者・点字のできる人等）との連携を図り、ボランティア団体のネットワーク化の実現に努めます。
- ・災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制や初動および後方医療体制、要配慮者に対する医療対策等の整備に努めます。
- ・民間等の事業所については、災害時にあっても継続的に事業を続けていく必要があることから、各事業所の特性（業態、規模、体制等）を踏まえた事業継続計画（BCP）作成の促進、支援を行います。



総合防災訓練の様子（彦川戸町会）

#### b) 災害時における地域での共助の推進

- ・災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から町会等の避難支援等、関係者に提供しその活用を促すことで、地域の中でお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築き、互いに助けあい支えあう仕組みづくりの推進を図ります。
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成と計画に基づく避難訓練の実施の支援・指導等を通じて、災害時において逃げ遅れが発生することのないように、社会福祉施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

#### c) 災害時の情報発信体制の確立

- ・災害発生時は国や県および各ライフライン事業者等と連携を図り、住民に対して適切な情報発信に努めます。
- ・様々なメディアを通じて発信される各種災害情報の種類、その入手方法、避難行動との関係性等、ハザードマップ等を通じて分かりやすく紹介し、住民自ら避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。

- ・情報の受け手側の状況に応じて差異が出ないように、防災行政無線をはじめとした災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段の多重化・多様化を図り、迅速な避難行動につながるよう努めます。

#### d) 防災空間（オープンスペース）の確保

- ・新しく整備される予定の公共施設の敷地内にまとまった形のオープンスペースの確保に努めます。
- ・市内の大規模集客施設や大型物流施設等の民間施設が保有している敷地等を防災空間（オープンスペース）として活用できるよう協定の締結を通じて協力を呼び掛けていきます。

### 方針4 災害を見据えたまちづくりへの取組み

大規模災害が生じた場合に、早期かつ的確な市街地復興に取り組むために必要な復興計画の策定が速やかに行えるよう、平常時において復興まちづくりへの事前準備の取組みを行います。

#### 1) 現況・課題

- ・国では、大規模災害からの復興に関する法律第10条において、市町村は特定大規模災害を受けた地域の復興計画を作成することとしています。
- ・「三郷市地域防災計画」では、市街地復興計画を含む災害復興計画を策定するとし、大規模災害により市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに対策を講じる必要があるため、発災後に復興方針の決定と復興計画の策定が速やかに行えるよう、手続等の事前準備に努めるとしています。

#### 2) 具体的な方針

##### ① 災害を見据えたまちづくりへの取組み

- ・大規模災害時において三郷市における復興まちづくりを円滑に行うため、大規模災害を見据えた事前準備に取り組むこととします。
- ・事前準備においては、以下の項目について検討を行います。
  - ①復興まちづくりの目標
  - ②復興まちづくりの実施手法
  - ③復興まちづくりの進め方
- ・復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針等で構成される事前準備の総合的な計画の策定を検討します。

【防災・減災まちづくりの方針図】

